

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年9月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について)	承 認
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承 認
議案第3号	令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第4号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決
議案第5号	匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について	同 意

令和6年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和6年10月7日 開会
令和6年10月7日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和6年9月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第9号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年9月定例会を下記のとおり招集する。

令和6年9月6日

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮内 康幸

記

- 1 日 時 令和6年10月7日（月）午前10時00分
- 2 場 所 横芝光消防署1階大会議室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和6年9月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣言	3
議席の指定	3
新規選出議員の紹介	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	4
出席説明員の承認	4
報告第1号・報告第2号及び議案第1号―議案第5号の上程	4
組合長提案理由の説明	4
報告（第1号）の内容説明―質疑	7
報告（第2号）の内容説明―質疑	8
議案（第1号）の内容説明―質疑	11
議案（第2号）の内容説明―質疑	12
議案（第3号）の内容説明―質疑	13
議案（第4号）の内容説明―質疑	26
議案（第5号）の内容説明―質疑	28
議案（第1号―第4号）に対する討論	29
議案（第1号―第5号）の採決	29
閉会の宣言	31
署名議員	32

令和6年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年9月定例会議事日程

10月7日（月曜日）午前10時00分開会

- 1 開会の宣言
- 2 議席の指定
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 報告（第1号・第2号）・議案（第1号―第5号）の上程
 - 報告第1号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計継続費精算について
 - 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
 - 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
 - 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について
- 6 組合長提案理由の説明
- 7 報告（第1号）の内容説明―質疑
- 8 報告（第2号）の内容説明―質疑
- 9 議案（第1号）の内容説明―質疑
- 10 議案（第2号）の内容説明―質疑
- 11 議案（第3号）の内容説明―質疑
- 12 議案（第4号）の内容説明―質疑
- 13 議案（第5号）の内容説明―質疑
- 14 議案（第1号―第4号）に対する討論
- 15 議案（第1号―第5号）の採決
- 16 閉会の宣言

出席議員（10名）

議長	石田 勝一 君	2番	山崎 等 君
3番	都祭 広一 君	4番	椎名 勝英 君
5番	大木 進一 君	6番	大関 昌宏 君
7番	秋鹿 幹夫 君	8番	小倉 弘業 君
9番	市原 成一 君	10番	川島 光男 君

事務局職員出席者

主査 補	鈴木 和久	主査 補	鈴木 健太
主任 主事	佐藤 祐輔		

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組 合 長	宮内 康幸 君	副 組 合 長	佐藤 晴彦 君
会 計 管 理 者	林 美幸 君		

消防組合

消 防 長	大木 利貞 君	次 長	坂田 英明 君
予 防 課 長	石井 清 君	匝瑳消防署長	北田 忠 君
横芝光消防署長	行木 幸弘 君	総務課長	鈴木 隆一 君

△開会の宣言（午前10時00分）

○議長（石田勝一君） 本日、ただいまの出席議員数は、「10名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匠瑛市横芝光町消防組合議会令和6年9月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△議席の指定

○議長（石田勝一君） 日程第1、議席の指定を行います。会議規則第3条第2項の規定により、ただいま、改選議員が着席されている席を本議席とします。

△新規選出議員の紹介

○議長（石田勝一君） 議案審議前に、匠瑛市及び横芝光町の2号議員、3名の方が、新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

議員番号5番 大木進一君

〔議員自己紹介〕

議員番号6番 大関昌宏君

〔議員自己紹介〕

議員番号10番 川島光男君

〔議員自己紹介〕

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により議長において、6番議員大関昌宏君、8番議員小倉弘業君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

6番議員 大関昌宏君

8番議員 小倉弘業君

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

△報告（第1号・第2号）・議案（第1号—第5号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第4、日程に従いまして、報告第1号及び報告第2号並びに議案第1号から議案第5号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第5、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、改めましておはようございます。

本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年9月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の折にも関わらず御参集を賜り、心より感謝申し上げます次第です。

また、日頃より当消防組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、報告2件、議案5件でございます。提案理由を申し上げる前に、所感を述べさせていただきます。

さて、今年3月には、新たな防災拠点として横芝光消防署新庁舎とその他全ての施設が完成いたしました。これも、組合議員の皆様方をはじめ、関係機関及び地域住民の皆様の深い御理解と御協力の賜物であるものと深く感謝いたしております。

更に、新庁舎の完成に伴い、女性消防吏員が24時間体制で安心して勤務することができる環境が整備されたことから、本年4月1日付けで、当組合では初めてとなる女性消防吏員3名を採用することができました。今後も、更なる女性消防吏員の活躍推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年の夏は、昨年に引き続いて最高気温35℃以上の猛暑日が続き、熱中症警戒アラートの発令が9月30日現在、全国で1,722回、千葉県では39回発令されており、記録的猛暑といわれた昨年を上回る状況となっております。

当組合管内におきましても熱中症により搬送された方が、9月30日現在、43名おりまして、昨年の同時期と比べ6名増加している状況でございます。

8月には、宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生し、気象庁が初となる、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表するとともに、千葉県においても匝瑳市及び横芝光町を含む18市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されました。

幸い、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う政府としての特別な注意の呼びかけにつきましては、8月15日をもって終了いたしました。引き続き、その発生が危惧される南海トラフ地震、また、首都直下地震等の大規模な震災、激甚化、頻発化する自然災害等に備え、当組合では、消防施設等の充実強化と併せて、職員の技術及び知識の更なる向上、習熟を図り、管内住民の皆様の安全・安心を目指し、より強固な消防体制を構築してまいりたいと考えてお

ります。

以上、私の所感を述べさせていただきました。

今後とも議員の皆様方には、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします、報告2件、議案5件について、その提案理由を申し上げます。

報告第1号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計継続費精算について

本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第212条第1項の規定による横芝光消防署庁舎建設事業の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計継続費精算報告書を調製し、これを議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、災害出動中における消防自動車の物損事故について、地方自治法第292号の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、同年3月28日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。改正の内容を申し上げますと、危険物貯蔵所の設置の許可に係る手数料の引き上げであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和6年3月28日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第

292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるため提案
いたしました次第であります。

議案第 4 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町
村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、令和 7 年 3 月 31 日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合
事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の変更につい
て、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による協議を行うに当たり、同法第 290 条の規定により
提案いたしました次第であります。

議案第 5 号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員に鈴木敏夫氏を選任いたしたく、地方自治法第 292
条の規定により準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため提案いた
した次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△報告（第 1 号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 日程第 6、これより、質疑に入ります。

報告第 1 号 令和 5 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計継続費精算についてを議題といた
します。

事務局の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、報告第 1 号 令和 5 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計継続費精
算について、御説明いたします。

資料 2 枚目の令和 5 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計継続費精算報告書を御覧ください。

まず、横芝光消防署庁舎建設事業における継続費につきましては、全体計画欄に記載のとおり、令和 3 年度から令和 5 年度の期間全体において総額 11 億 8,545 万 3,000 円で、財源の内訳

といたしまして、地方債 6 億 3,810 万円、一般財源 5 億 4,735 万 3,000 円でございます。

また、支出済額につきましては、実績欄に記載のとおり、期間全体において合計 11 億 8,493 万 8,445 円となっており、財源の内訳といたしまして、地方債 6 億 3,810 万円、一般財源 5 億 4,683 万 8,445 円でございます。

継続費の残額につきましては、比較欄に記載のとおり、期間全体において 51 万 4,555 円となっており、財源の内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

残額の主な内訳といたしまして、令和 5 年度において需用費及び備品購入費に残額が生じたものでございます。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって報告第 1 号の質疑を打ち切ります。

△報告（第 2 号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）について、御説明いたします。本件は、令和 6 年 1 月 29 日午後 5 時 43 分頃、野栄分署配備の消防自動車が匝瑳市堀川における災害の引揚途上において、路肩を陥没させる物損事故があり、当該事故に関し損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、同年 3 月 27 日付けで専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

事故の概要につきましては、災害現場から引揚げする際、舗装されていない市道を走行していたところ、車両運転席側の前輪及び後輪が当該市道の路肩を崩してしまい、路肩を長さ6m、幅1m、高さ0.9mにかけて、陥没させたものであります。

事故の過失割合につきましては消防組合の過失が100%であり、市道の修復費用として損害賠償額27万9,400円を支払うことで匝瑳市と示談が成立いたしております。

なお、損害賠償額につきましては、全額自動車損害共済にて支払っております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 未舗装の道路を走行して破損させたとのことですが、対策は結局どうしたらよかったですか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。対策といたしましては道路の幅員ですけれども、幅員が3mでして、それに対して車の幅が2.3mございました。未舗装の道路でございまして、特に土留め、擁壁がされている道路ではございませんでした。そういったところにつきましては、車両の重量が重く、路肩を崩してしまうおそれがあるということで、周知はしていたところではあったのですが、職員のほうもそちらの確認はしたのですが、川と耕作地に挟まれた道路でございまして、心理的に耕作地側が安全であろうと寄りすぎでしまい、路肩が崩れてしまったということです。こういった事例を共有しまして、これからは、そういった事故がおこらないように努めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 通行しても良い道路で、法面が崩れてしまったということは、道路管理者の責任にはならないのですか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。そちらの件につきましては、当組合の過失割合が 100%ということで、こちらに非があったものと理解しております。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 緊急時に活用すべきもので、場所はちょっとわかりませんが、そういったところもしっかり整備していただくという考え方も大切だと思いますので、市の方にも御協力いただければいいのではないかと思います。

○議長（石田勝一君） 宮内康幸君。

◎組合長（宮内康幸君） それではお答えいたします。今回、農道ということもあったところではあるのですが、当然、そのようなことにも備えながら、緊急時はいつ何時、そういったことが必要になるということもありますので、今後そういったことも御意見としていただきながら、注視して参りたいというふうに考えます。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） この専決2号ですけども、私現場に行っております。消防団として。消火第1ということもありますけれども、やはり車が重かったのかと思います。今後の消防署の車の配備として、小さい型が入ってきておりますので、今後の車の配備の際には考慮していただきたいと思います。若しくは、相当な重量がありますから、現場に来た消防団の水槽車、消防団の車両は軽いですから、配慮をよろしく願いいたします。

○議長（石田勝一君） 大木利貞君。

◎大木消防長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。今後の車両の配備等に

つきましても、検討材料としての御意見として伺わせていただきます。貴重な御意見をありがとうございました。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですのでこれをもって、これをもって報告第2号の質疑を打ち切ります。

△議案（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

事務局の議案の内容説明を求めます。

石井予防課長。

◎石井予防課長 それでは議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）御説明いたします。

本案は、総務省からの通達に基づくもので、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであります。

今般、地方公共団体の手数料の標準に関する政令規定する総務省令で定める金額等を定める省令について改正が行われ、それに伴い危険物貯蔵所の設置の許可に係る手数料の引き上げにより、匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） この資料の中のですね、今回該当しているのは浮き屋根式貯蔵所という形が対象となっているのですけれども、当組合、管内にはこのような設備は存在しているのでしょうか。

○議長（石田勝一君） 石井予防課長。

◎石井予防課長 山崎議員の御質問にお答えします。本組合管内におきましては、該当するものはありません。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） ちなみにですが、この浮き屋根式というものは、京葉コンビナート地帯で、車で通ると見かける巨大なタイプの物なのでしょうか。

○議長（石田勝一君） 石井予防課長。

◎石井予防課長 そのとおりでございます。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですのでこれをもって、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

△議案（第2号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

事務局の議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）について、御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し必要な条文の整備等をする必要が生じたことから、令和6年3月28日付け専決処分により制定いたしました、匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、承認を求めます。

改正内容につきましては、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を6月期、12月期において支給するものとし、その支給月数を100分の122.5とするものでございます。

また、勤勉手当の基準日となる6月1日及び12月1日に育児休業をしている一部を除く会計年度任用職員についても、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員についても、当該基準日に係る勤勉手当を支給するため、附則において、匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を併せて改正しております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号の質疑を打ち切ります。

△議案（第3号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木消防長

◎大木消防長 それでは、議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

始めに、一般会計歳入歳出決算、事項別、明細書の歳入から、御説明いたします。

決算書の10ページ、11ページをお開きください。併せて「決算に係る主要な施策の成果」の1ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項分担金ですが、当初予算額11億3,303万4,000円、補正予算額7,360万1,000円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額3,516万7,200円、予算現額12億4,180万2,200円、調定額、収入済額は共に12億4,180万2,200円で、予算現額に対する収入率は100%でございます。

各市町における分担金の率と額は、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額を除き、一般分担金につきましては、匝瑳市が61.06%で6億1,187万円、横芝光町が38.94%で3億9,018万7,000円、また、特別分担金につきましては、横芝光町100%で2億457万8,000円です。

次に、2款使用料及び手数料ですが、当初予算額40万1,000円、補正予算額0円、予算現額40万1,000円、調定額、収入済額は共に39万1,180円で、予算現額に対する収入率は97.55%でございます。

この内訳は、1項使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額は共に3,930円です。

2項手数料は、予算現額40万円、調定額、収入済額は共に38万7,250円で、これは危険物の許認可手数料でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、当初予算額1,000円、予算現額1,000円、調定額、収入済額は共に0円で、予算現額に対する収入率は0%でございます。

次に、4款県支出金、1項県補助金ですが、当初予算額1,000円、予算現額1,000円、調定額、収入済額は共に0円で、予算現額に対する収入率は0%でございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金ですが、当初予算額100万円、補正予算額1,835万1,000円、予算現額1,935万1,000円、調定額、収入済額は共に1,935万1,857円で、予算現額に対する収入率は100.004%です。なお、施策の成果における当該収入率につきましては、端数処理の都合上、100.00%と表記してございます。

次に、6款諸収入ですが、当初予算額86万円、予算現額86万円、調定額108万6,228円、収入済額101万7,077円、不納欠損額6万9,515円で、予算現額に対する収入率は118.26%で

ございます。

この内訳は、1 項組合預金利子、当初予算額 1 万円、予算現額 1 万円、調定額、収入済額は共に 4,781 円です。

2 項雑入は、当初予算額 85 万円、予算現額 85 万円、調定額 108 万 1,447 円、収入済額 101 万 2,296 円、不納欠損額 6 万 9,515 円で、主な内訳は、保険事務手数料です。

また、不納欠損額につきましては、本組合と電力供給契約を締結しておりました株式会社ホームページエナジーの破産手続きが終結したことに伴い、当該不納欠損額が生じたものでございます。

次に、7 款組合債、1 項組合債ですが、当初予算額 1 億 1,100 万円、補正予算額 0 円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額 5,270 万円、予算現額 1 億 6,370 万円、調定額、収入済額は共に 1 億 6,370 万円で、予算現額に対する収入率は 100%です。これは横芝光消防署庁舎建設事業に係る消防施設整備事業債でございます。

次に、8 款寄付金、1 項寄付金ですが、当初予算額、補正予算額、予算現額は共に 0 円、調定額、収入済額は共に 3 万円で予算現額に対する収入率は、寄付金の収入に伴う款の新設により予算現額が 0 円となることから 0%としております。これは横芝光消防署落成式に頂戴しました御祝儀でございます。

12 ページ、13 ページをお開きください。

以上、歳入合計は、当初予算額 12 億 4,629 万 7,000 円、補正予算額 9,195 万 2,000 円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額 8,786 万 7,200 円、予算現額 14 億 2,611 万 6,200 円、調定額 14 億 2,636 万 1,465 円、収入済額 14 億 2,629 万 2,314 円、不納欠損額 6 万 9,515 円で、予算現額に対する収入率は 100.01%でございます。

次に、歳出について御説明いたします。決算書の 14 ページ、15 ページをお開きください。併せて「施策の成果」の 2 ページをお開きください。

1 款議会費ですが、当初予算額 13 万 3,000 円、補正予算額 0 円、予算現額 13 万 3,000 円、支出済額 12 万 7,381 円、不用額 5,619 円で、予算現額に対する執行率は 95.78%でございます。

次に、2 款総務費ですが、当初予算額 8 万 3,000 円、補正予算額 0 円、予算現額 8 万 3,000 円、支出済額 4 万 5,404 円、不用額 3 万 7,596 円で、予算現額に対する執行率は 54.7%でございます。

この内訳は、1 項総務管理費、当初予算額 5 万 3,000 円、補正予算額 0 円、予算現額 5 万 3,000 円、支出済額 2 万 3,000 円、不用額 3 万円で、予算現額に対する執行率は 43.4%です。

2 項監査委員費は、当初予算額 3 万円、補正予算額 0 円、予算現額 3 万円、支出済額 2 万 2,404

円、不用額 7,596 円で、予算現額に対する執行率は 74.68%でございます。

次に、3 款消防費ですが、当初予算額 11 億 9,421 万 9,000 円、補正予算額 9,065 万 1,000 円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額 8,786 万 7,200 円、予算現額 13 億 7,273 万 7,200 円、支出済額 13 億 5,698 万 6,087 円、不用額 1,575 万 1,113 円で、予算現額に対する執行率は 98.85%でございます。この内訳は、1 項 1 目常備消防費、当初予算額 9 億 7,308 万 7,000 円、補正予算額 146 万 2,000 円の減額、予算現額 9 億 7,162 万 5,000 円、支出済額 9 億 5,803 万 9,347 円、不用額 1,358 万 5,653 円でございます。

1 節報酬は、予算現額 5 万 4,000 円、支出済額 0 円、不用額 5 万 4,000 円です。

2 節から 4 節までは、人件費ですが、2 節給料は、予算現額 4 億 549 万 8,000 円、支出済額 4 億 549 万 7,280 円、不用額 720 円です。

3 節職員手当は、予算現額 2 億 8,442 万 2,000 円、支出済額 2 億 7,948 万 7,599 円、不用額 493 万 4,401 円です。

16 ページ、17 ページをお開きください。

4 節共済費は、予算現額 1 億 6,425 万 8,000 円、支出済額 1 億 6,091 万 981 円、不用額 334 万 7,019 円です。

7 節報償費は、予算現額 11 万円、支出済額 6 万 4,487 円、不用額 4 万 5,513 円です。

8 節旅費は、予算現額 70 万 6,000 円、支出済額 51 万 9,951 円、不用額 18 万 6,049 円です。

9 節交際費は、予算現額 12 万円、支出済額 11 万 9,500 円、不用額 500 円です。

10 節需要費は、予算現額 4,679 万 6,000 円、支出済額 4,534 万 8,563 円、不用額 144 万 7,437 円です。主な内訳は、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料です。

11 節役務費は、予算現額 873 万 2,000 円、支出済額 850 万 8,538 円、不用額 22 万 3,462 円で、主な内訳は、電話料、回線使用料、自動車関連損害保険、医療廃棄物処理手数料等です。

18 ページ、19 ページをお開きください。

12 節委託料は、予算現額 1,170 万円、支出済額 1,053 万 6,131 円、不用額 116 万 3,869 円で、主な内訳は、職員健康診断委託料、消防用無線設備保守委託料、非常用自家発電設備保守委託料、庁舎清掃業務委託料です。

次の 20 ページ、21 ページをお開きください。

13 節使用料及び賃借料は、予算現額 1,535 万 7,000 円、支出済額 1,512 万 5,577 円、不用額 23 万 1,423 円で、主な内訳は、人事・給与システム借上料、例規集データシステム借上料、消防支援情報システム借上料、ネットワークシステム借上料等です。

17 節備品購入費は、予算現額 563 万 3,000 円、支出済額 552 万 6,409 円、不用額 10 万 6,591

円で、主な内訳は、警防関係備品として、消防用ホース、無人航空機用プロペラガード等、庶務関係備品として、多機能電話機電話交換機、衣類乾燥機等、救助関係備品として、救助訓練用人形、NBC資機材粉末状除染材等、救急関係備品として、酸素ボンベ等、予防関係備品として、デジタルカメラ等の購入です。

18節負担金、補助及び交付金は、予算現額2,728万7,000円、支出済額2,544万2,931円、不用額184万4,069円で、主な内訳は、県消防学校研修負担金、救急救命東京研修所負担金、22ページ、23ページをお開きください。ちば消防共同指令センター運営経費負担金、消防救急無線設備維持管理費用負担金、無人航空機操縦者技能講習等負担金等です。

26節公課費は、予算現額95万2,000円、支出済額95万1,400円、不用額600円で、こちらは自動車重量税です。

24ページ、25ページをお開きください。

2目消防施設費は、当初予算額2億2,113万2,000円、補正予算額9,211万3,000円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額8,786万7,200円、予算現額4億111万2,200円、支出済額3億9,894万6,740円、不用額216万5,460円でございます。

この内訳は、10節需用費、予算現額48万1,000円、支出済額3万2,547円、不用額44万8,453円で、こちらは横芝光消防署落成式記念品等です。

11節役務費は、予算現額11万9,000円、支出済額11万8,200円、不用額800円で、こちらは横芝光消防署庁舎建設事業廃棄物処理料等です。

12節委託料は、予算現額1,689万4,000円、支出済額1,689万3,895円、不用額105円で、主な内訳は、令和5年度分に係る横芝光消防署建設工事監理業務委託料、横芝光消防署庁舎建設事業に伴う無線設備移設業務委託料、指令関係機器移設業務委託料、ネットワークシステム機器移設業務委託料、横芝光消防署落成式開催業務委託料等です。

14節工事請負費は、予算現額3億6,076万8,200円、支出済額3億5,911万7,600円、不用額165万600円で、こちらは令和5年度に係る横芝光消防署建設工事費です。

17節備品購入費は、予算現額2,285万円、支出済額2,278万4,498円、不用額6万5,502円で、主な内訳は、横芝光消防署新庁舎用の事務机、椅子、書棚、トレーニング機器、電化製品、移動式高圧コンプレッサーユニット等の購入費です。

次に、4款公債費ですが、当初予算額4,686万2,000円、補正予算額130万1,000円、予算現額4,816万3,000円、支出済額4,816万2,911円、不用額89円で、予算現額に対する執行率は99.9998%です。なお、施策の成果における当該執行率につきましては、端数処理の都合上、100%と表記してございます。

この内訳は、1項1目元金は、当初予算額4,572万5,000円、補正予算額6万6,000円、予備費支出及び流用増減6万5,911円の減額、予算現額4,572万5,089円、支出済額4,572万5,000円、不用額89円で、こちらは、長期債元金償還金です。

2目利子は、当初予算額113万7,000円、補正予算額123万5,000円、予備費支出及び流用増減6万5,911円、予算現額243万7,911円、支出済額243万7,911円、不用額0円で、こちらは、長期債利子です。

起債償還につきまして、「施策の成果」5ページの4起債償還状況をお開きください。

前年度末、未償還額6億137万5,000円、当該年度中起債額1億6,370万円、決算年度元金償還額4,572万5,000円、決算年度末未償還額7億1,935万円でございます。

決算書の24ページ、25ページにお戻りください。

次に、5款予備費ですが、当初予算額500万円、補正予算額0円、予算現額500万円、支出済額0円、不用額500万円でございます。

以上、歳出合計は、当初予算額12億4,629万7,000円、補正予算額9,195万2,000円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額8,786万7,200円、予算現額14億2,611万6,200円、支出済額14億532万1,783円、不用額2,079万4,417円で、予算現額に対する執行率は98.54%でございます。

次に、28ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額14億2,629万2,000円、歳出総額14億532万1,000円、歳入歳出差引額2,097万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は2,097万1,000円でございます。

次に、30ページ、31ページをお開きください。

財産に関する調書ですが、公有財産の土地及び建物につきましては、土地の合計が1,938.02平方メートル、建物の合計につきましては、横芝光消防署庁舎建設事業の完了に伴い1,227.88平方メートル増加いたしまして、3,443.53平方メートルとなっております。

次に、32ページをお開きください。

物品につきましては、決算年度中、取得した重要な物品は移動式高圧コンプレッサーユニット及びトレーニング機器一式となっております。

なお、「決算に係る主要な施策の成果」には、実績等の詳細が記載されておりますので、こちらも精査のほど、お願いいたします。

以上で、令和5年度の決算の内容説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） それでは、2点ほどお伺いさせていただきます。主要な施策の成果11ページにあります、職員の配置状況のところから定数が110名、現在の人数として107名ということですが、職員の採用状況は応募がなかったのか、若しくは応募があっても試験等で採用に至らなかったのか、そうした状況をお知らせいただければと思います。もう1点なので、主要な施策の成果17ページにあります、危険物関係の申請書等受理状況が示されておりますが、こちらについて御質問があります。※の部分ですね、危険物に関する貯蔵・取扱いに関する規則がただし書きとしてありますが、こちら昭和34年に制定されたということで、非常に古い規制なのですが、これは市独自の規制なのか、国、県においての規制なのかをお知らせください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの都祭議員の御質問に対してお答えいたします。令和5年度の採用試験の状況でございますけれども、令和5年度107名の実員に対しまして、採用試験を実施いたしました。応募人数におきましては6名の応募がございまして、その内5名を令和6年4月1日付けで採用しております。以上で説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 石井予防課長。

◎石井予防課長 危険物関係の申請状況についてお答えします。これは市の条例になります。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 職員の採用状況で、6名の応募のところ5名が採用されたということで、そうした上でも定員には3名不足ということで、救急活動等も大事な状況ですから、こ

の不足分というのは、各職種があると思いますが、こういった職種に影響があつて、こういった職種が足りなくて、実際に現場活動において、こういった支障があるのかを教えていただけたらと思います。もう1点の危険物の規則ですが、市の条例ということで昭和34年と古い規則なのですが、これは現状、問題がないから改正されていないと思いますが、非常に古い規制という事で今は、危険物等にも新たに様々なものが出てきていると思いますので、そういった中で規制が合わなくなってきたという事が発生しているのではないかと、その辺の現場の状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 ただいまの都祭議員の御質問に対してお答えいたします。実員107人の影響につきまして、千葉県消防学校初任科という長期の研修に職員を派遣しますと、その間、場合によっては編成が厳しくなるという状況はありますが、署所間の方で調整をしまして、対応を行っております。それでも厳しい場合は、有給休暇の方を引き上げるといったことで、対応はしている状況でございます。

○議長（石田勝一君） 石井予防課長。

◎石井予防課長 危険物関係につきましては、現時点において支障はございません。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 危険物関係の方については、それであるならばよろしいかと思うのですが、ただし書きで記載されていたので質問をさせていただきました。そしてもう1点、職員の配置については、そういった各活動の中においては、支障が出る前に調整でしているというような状況だとお見受けいたしました。今、消防の方でも色々SNS等を通じて、情報発信をされているのかなと思いますので、女性の登用も含めて前向きに進んでおりますので、その辺、しっかりと対応していただければと思います。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 数点質問させていただきます。決算書の14ページ、消防常備費の1番の報酬ですね、5万4,000円が支出なしで、不要が5万4,000円となっています。この理由をお伺いいたします。

次に、決算書24ページ、消防施設費の1番上の10番、需用費ですね。予算額が48万1,000円に対し、支出済み額は3万2,547円という御説明でありました。この不用額がだいぶ多いようですが、この予算の積算の根拠と同不要額に至った原因を2点目お伺いします。

その4段下に参りまして、17番の備品購入費、横芝光消防署の備品購入費でありますけれども、実績報告書10ページに、先ほど御説明のありました移動式高圧コンプレッサーユニットということですが、こういったものかわかりませんので、今までは、こういった救助活動等に対し、こういった対策をしていたけれども、このコンプレッサーユニットが導入されたに当たって、このような改善が図られたというような御説明をいただきたい。あと、同項目の中でトレーニング機器一式もございましたが、利用状況をお伺いします。以上です。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。まず、3款総務費の中の報酬5万4,000円の、不要額5万4,000円に至った経緯でございますけれども、こちらの費用につきましては、個人情報、情報公開、行政不服審査会の各委員の報酬でございます、そちらの方に対して、現在のところ選任はできておりません。こちらは事が生じた際に選任するという選任方法をしておりますので、こちら5万4,000円の不要額が生じたものでございます。

続きまして、消防施設費における需用費の残額の御質問でございますけれども、こちら当初80万円ということで昨年度、補正予算の方で補正させていただきました。こちらの中から、横芝光消防署の落成式に係る予算を、この需用費の中で執行しようと計画をしておりました。そちらで進める中で確認いたしましたところ、落成式の準備品がですね、看板の制作であったり、あとはテープカットのテープ、花の準備であったりと、こういったものがですね、自分達で準備することが難しいという結論に至りまして、そちらの部分を委託費の方で、落成式の開催業務委託ということで、31万9,000円ということで業務委託をして開催したところでございます。

そちらに伴いまして、不要額がこの分だけ発生してしまったということでございます。

続きまして、備品購入費でございますけれども、備品購入費の中で、トレーニング機器なのですけれども、トレーニング機器の内訳といたしましては、ダンベルのセットであったり、バーベルのセット、あとは下に敷くマット等をこちらの金額で購入いたしております。そちらにつきましては、職員の体力向上のために、職員が毎日こちらを使用してトレーニングを行っているものでございます。

続きまして、コンプレッサーユニットにつきましては、空気呼吸器のボンベの方を充填する装置となっております。こちらが移動式のものでございまして、いざという時は、エンジン式でありますので、現場にも持っていけるものでございます。今までは、横芝光消防署の方に充填装置がございませんでしたので、匝瑳消防署まで行って、空気呼吸器の充填を行っていたところでございますけれども、こちらのコンプレッサーユニットの方を購入いたしましたので、現在は火災等で空気呼吸器を使用した際に、横芝光消防署で空気呼吸器の充填ができるようになっております。以上です。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 14ページの報酬の件になりますけれども、事が生じた際に発生するといったお話だったと思いますが、あまり具体的なものがわからないのですが、事が生じた際に発生するのであれば、何故予算が組まれているのかというのも疑問に思いますし、事が発生してからでは遅くはないのかと懸念されます。その辺のお答えをお願いいたします。

続いて24ページの需用費でございます。落成式の話が出てまいりましたけれども、先ほど1点聞くのを忘れてしまったのですが、その落成式が31万9,000円であります。その減額補正とか振り替えというのは可能ではなかったのか。この予算の執行に当たっての質問でございます。その辺は対応できなかったのか。

あと1点、落成式の開催業務委託料、この31万9,000円の中の内訳で、大きなウェイトを占めるもので構いませんので、どのようなものにこれだけの経費がかかったのか、それは適正と判断していたのか。コンプレッサーユニットについてはわかりました。トレーニング機器も十分に御活用いただいて、体力向上のためということがありましたので、健やかに活動していただけたらと思います。また匝瑳消防署の建設に当たっても、そういったものも考えていただければと思いますし、ちなみにですけど、今まではこういったトレーニング機器なかったわけですから、どのように体力増進に当たって対応をされていたのでしょうか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。報酬費につきましては、現在のところ監査員の選任ができていない状況でございます。今まではですね、そういった個人情報の審査、情報公開の審査、こういったものに対して不服申し立て等がございました際に、そういった各委員の方を選任して対応してまいりましたけれども、本来であれば選任しなければならないものでございます。個人情報保護審査委員につきましては5名以内、情報公開の審査委員につきましても同様でございます。行政不服審査会の委員につきましては3名をもって組織するとされていますので、こちらにつきましては、今年度中に選任に向けて進めて参りたいと思います。

2点目といたしまして、事業費の予算の執行上の話でございますけれども、こちらにつきましては、当初、事業費というものが昨年度当初予算には含まれておりませんでした。そちらを最後の補正予算の方で80万円ほど補正させていただきまして、事業費の方をつけたところでございます。こちらの80万円につきましては、今までの近隣での落成式の状況を踏まえまして、これだけの予算があれば執行可能だろうという見込みの予算でつけていたところでございます。実は、執行いたしましたところ、意外と金額が安くあがったということで、落成式にかかった予算といたしましては、事業費の中の落成式の記念品、こちらが紅白饅頭でございます。それと招待状を送るための印刷製本費としましてこちらの金額がかかったものでございます。先ほど御説明いたしました、開催の業務委託31万9,000円、こちらの方で落成式が執行できましたことから、こちらの金額が不要額として残ってしまったものでございます。なお、落成式の業務委託の主な経費でございますけれども、手元に詳細な内訳書がございませんので、こちらの主にかかっているものとしては、先ほど申し上げているところではございますけれども、看板の作成費用、あとは御花ですね。演台のわきに飾ってあったものです。あとは、テープカットの準備、それら、もろもろレンタル費用になります。鉄であったりとか、テープカットの際にポールがありますけれども、そちらのポールであったりとか、あとは前にありましたステージ、そういったものもレンタルで執行いたしております。内容としては、そういったものとなっております。金額につきましては、近隣の状況も調査させていただきまして、31万9,000円で執行できましたことは、適正な価格と認識しております。

続きまして、トレーニング機器の御質問でございますけれども、今までは、トレーニング機器が無かったわけではございません。ダンベル等、簡単なトレーニング機器はございました。

あとはロープを上から垂らすなどして、そういったものを登るなどして、訓練等を行ってありました。ですが、そういったものが、かなり老朽化が進んでいましたもので、庁舎を整備する際に、しっかりとしたトレーニング機器を入れてはどうかということで、こちらのトレーニング機器を入れさせていただいた次第でございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 日頃より消防組合職員の皆さん並びに横芝光町及び匝瑳市の消防団の皆さんには、大変御世話になっております。私はですね、施策の成果の中で、数字的なものではなくてですね、私も消防団員の傍ら、疑問に思うことを組織の問題の中で質問させていただきます。まず、匝瑳市横芝光町消防組合、他の消防組合及び消防局は火災時において救急車の同時出動がほとんどだと、私は認識しているのですけれども、県内で当消防組合だけ同時出動ができていないのではないのでしょうか。今までの経緯を消防長にお伺いしたいと思います。

○議長（石田勝一君） 大木消防長。

◎大木消防長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。議員お見込みのとおり、当消防組合、ちば消防共同指令センターを構成する消防本部のなかで、建物火災第1出動の中で、救急車が同時に出動していない消防本部は、当消防組合のみとなります。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 質問させていただいたのはですね、出火元で住居人の怪我があった場合は、早急な対応が取れると。なおかつ、消火活動における常備消防の職員及び消防団のある程度の応急処置といった対応がすぐにとれるという形で物理的な問題もあると思うのですけれども、というのは消防車の数。令和5年度の救急活動状況を見させていただきますと、令和4年からまた上がって、令和6年はこれをまた超えてくるような救急活動になってくるのではと、私は推察しているのですが。そういう流れの中で、今後、マンパワーの仕事でもありますから、

職員の数も含めた中で、やはり、県内で当消防組合だけ、消防車は行くが救急車は行かないというのは、やはり、組合長及び副組合長に是非とも御対応をお願いしたいと思います。この返事は、すぐにできるものではありませんのでよろしくお願いしたいなと思います。

続きまして、この表の中で火災出動において、非常に最近、数字の中には表れていないと思うのですが、自動火災報知設備の誤作動の件でございます。これは、市長がおられますけれども、横芝光町と匝瑳市を比べますと匝瑳市が9割くらい誤報が多いと、私も出動する側として認識しております。そういう流れの中で古いものは交換していただくと。現状だと先月は季節の変わり目ですから多発しているのはわかっているのですが、やはりですね、もし本物の火災が発生した場合、常備消防の皆さんは業務ですけれども、それに付随する消防団の皆さんは、現状集まらなくなってしまうと。そういう流れの中でやはり行政側として、1日2回などもあるなかでその都度出動して本当の火災が他であった場合に大変なことになってしまうと。行政側でできる指導というのはある程度あると思うのですが、無かったらまた条例等を消防組合で作ってできないものかと。やはり、この労力は非常に大きいものかと思うのですが、そういった流れを踏まえた上で。担当課は警防課でしょうか。火災報知器は。1日2回、また連続して次の日も発生して、出動がかかると。これは、ちば消防共同指令センターからメールが入ってくるわけなのですが、非常に大事な時期にきているのではないかと。まして、匝瑳市は非常に多い。横芝光町はほとんど確認しておりませんが、データは取れるようになっております。消防署として発火点に対する対応というのはどういう状況、指導等ができていますのか質問させていただきます。

○議長（石田勝一君） 坂田次長。

◎坂田次長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。自動火災報知設備の連続誤作動の発生箇所についての、署の対応としましては、事業者には、防災設備業者への設備の点検を依頼しているところであります。なお、台風等による急激な気圧の低下や、湿度の上昇、大雨時や梅雨時にはですね、自動火災報知設備の鳴動が、多くあるときがございます。署の対応としましては、自動火災報知設備の鳴動があった際には、本火災と認識し出動をしている次第であります。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 本当のこの大半が、自動火災報知設備が反応すれば千葉の消防指令センターの方に直接入るわけですよ。それが、いわゆる出動範囲等を含めた中で所轄の消防署に出動命令が下るという流れの中ですよ。だから、やはり、火災による最小限の初期消火を含めて、いわゆるそれが、入院患者等がいる大きな施設の入所者等において、入院患者も含めた中でこれは非常に大事で、そういうものが本当にあった場合に避難誘導が非常に初期段階で遅れてしまって被害拡大が懸念されることはありませんので、警防課も大変だとは思いますが、非常に今、匝瑳市内で多発しておりますので、はっきり言いますと、適切な維持管理ができていないということなんです。その施設において。そういったところを文書なりでお願いしたいところがございます。

最後になりますけれども、組合長及び副組合長にお願いしたいのは、県内で当消防組合だけが、火災出動において、特に建物火災において救急車が出動していないという事でそういった現場の意をですね、私は10何年火災現場に行ってますけれども、日々違和感があり、そして調べてみたら、当組合だけであると。千葉県内において。これは安全面も含めた中で、被害者の救命を早急にできるような体制を是非とも、救急及び救命という名をついている行政の機関でありますから、早急にですね、お金とマンパワー要員をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石田勝一君） 大木消防長。

◎大木消防長 御意見ありがとうございました。実は前年度の定例会においてですね、当消防組合の定数の方を見直させていただいております。ですので、今年度中にですね、令和7年度の編成を作成するに当たり、検討委員会を立ち上げてですね、救急隊の専任につきまして、これから協議をするところがございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案（第4号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について事務局の議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について御説明いたします。

本案は、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴いまして、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の変更について、地方自治法の規定に基づき関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。なお、千葉縣市町村総合事務組合同約の改正内容につきましては、別表第1及び別表第2において布施学校組合を削除する改正となっております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） それでは、1点端的にお伺いいたします。今回、布施学校組合が抜けるという事で、当組合に対しての影響というのは、どのような影響が出るのでしょうか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの都祭議員の御質問にお答えいたします。影響があると思われる内容につきましては、おそらく負担金のことになるかと思えます。布施学校組合が総合事務組合に委託しております、事務内容につきましては、常勤職員に対する退職手当の支給、非常勤職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償、公平委員会に関する事務でございます。こ

ちらの事務に関しましては、いずれの事務に係る負担金につきまして、事務経費等の総額を共同処理団体で按分している内容のものではございませんので、負担金に対する影響は無いものと認識しております。以上です。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 了解いたしました。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第5号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

事務局の議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について、御説明いたします。本案は、識見を有する監査委員として、新たに鈴木 敏夫氏を匝瑳市横芝光町消防組合監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、鈴木氏におかれましては、税務署を退職後、現在、税理士事務所を開業されております。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第5号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

△議案（第1号―第4号）に対する討論

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、討論に入ります。なお、議案第5号については、人事案件につき討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号については、討論を省略します。議案第1号から議案第4号については、ただいまのところ、討論の通告がありません。

お諮りいたします。

討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

△議案（第1号―第5号）の採決

○議長（石田勝一君） 日程第8、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について）

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本案について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり認定されました。

○議長（石田勝一君） 議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

本案について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり同意されました。

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本定例会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匠瑳市横芝光町消防組合議会令和6年9月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある、御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匠瑳市横芝光町消防組合議会令和6年9月定例会を閉会いたします。

△午前11時30分 閉会

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 1 月 7 日

議長 石田 勝一

議員 大関 昌宏

議員 小倉 弘業